

準備はお早めに

確定申告期間が近づいています

●問い合わせ先 菊池税務署 ☎0968(25)2121 (自動音声案内)

スマートフォンで確定申告

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは、次に当てはまる人はスマートフォンで確定申告ができます。

スマートフォンでの申告なら、確定申告期間中は24時間利用することができます。申告書の控えはPDF形式でスマートフォンに保存することができます。

▼対象者

- ①マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの人
- ②事前に税務署で職員と対面による本人確認を行なったあとに発行されるIDとパスワード(ID・パスワード方式に対応したもの)を取得している人

医療費控除を受ける場合は

医療費控除の明細書の添付が必要です

医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書を添付や提示する必要があります。代わりに医療費控除の明細書を添付する必要があります。

医療費などの領収書(医療費通知にかかるものを除く)は、後日、税務署から提出や提示を求める場合があります。確定申告期限から5年間、自宅などで保管してください。

譲渡所得・贈与税の申告は

チェックシートを活用ください

熊本国税局ホームページには、令和元年分の譲渡所得(土地・建物)および贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシートを掲載しています。

譲渡所得(土地・建物)の申告の場合に添付が必要となる譲渡所得の内訳書の記載例についても掲載しています。あわせてご覧ください。

▼主な特例のチェックシート

- ・マイホームを売却した場合の特例
- ・住宅取得等資金の贈与税の特例

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp/>)



人権よもやま話



人権擁護委員 水上 明子

私の家は保育園の隣にあります。子どもたちの伸びやかな声とともに1日が始めることができます。何とも幸せなことです。先生のピアノの音に合わせて、子どもたちの元気な歌声が聞こえてきます。おはようの歌に始まり、季節の歌、行事の歌、今、流行の歌・・・いくつもいくつも楽しそうに歌う子どもたちの声に、つい草を取る手を休めて、一緒に歌うことしばしばです。

私はこの4月から、人権擁護委員としての活動を始めることになりました。中でも子ども人権委員会に属しています。その活動の一環として、人権教室や人権の花運動などで、近隣の学校にお邪魔することが多くなりました。学校で子どもたちの生き生きとした姿を見ることができると、なんだか自分が元気を取り

●問い合わせ先 人権啓発教育課 ☎(248)23999

戻したような気がしています。

西合志第一小学校では、地元につながる、雨ごい踊りに子どもたちと紙芝居をしたり、一緒に踊ったり、草苗や踊りについて話し合ったり、先人の思いに触れるひと時を過ごさせてもらいました。

合志小学校では、人権の花運動にちなんで、『花さき山』の紙芝居をしたり、『ビリーブ』を歌ったり、たくさん意見発表をしてくれたりしました。美化委員さんたちの取り組みで、見事に学校を彩った花々の種子は大切に摘まれ、人権の輪を広げるために次の学校やさまざまな人へ届けられます。

まだまだ、与えられた枠組の中で皆さんに支えられながら、やっとこうした活動に取り組み始めた私です。「全ての子どもたちに、自分らしく、幸せに生きようとする権利がある」ということを念頭に置いて、人権擁護委員として自分にできることを、一つ一つ重ねていこうと考えています。

65歳以上の人へ

障害者控除対象者認定書を交付します

●申し込み・問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険班 ☎(248) 1102

要介護認定を受け一定の基準に当てはまると市が認定した65歳以上の人に、所得税・住民税の障害者控除を受けられる障害者控除対象者認定書を交付します。

※障害者手帳をお持ちの人は認定書の交付を受ける必要はありません。

▼申請方法 高齢者支援課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所にある申請書を提出してください。市ホームページ

ページにも掲載しています。申請者は本人と家族に限ります。本人の介護保険証と申請者の認印、申請者の本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。

▼交付開始日 1月15日(水)

※令和元年12月31日現在、本市に住所がある人が交付対象で、令和元年分の申告に限り有効です。障がい者としてのサービスが受けられない証明書ではありません。

熊本地震で一部損壊の判定を受けた人へ

義援金申請はお済みですか

●申し込み・問い合わせ先 福祉課 社会福祉班 ☎(248) 1144

り災証明書で一部損壊の判定を受け、次に当てはまる世帯へ義援金10万円を支給します。申請がなければ支給されませんのでご注意ください。

▼対象 居住する住家が一部損壊の判定を受け、その修理費用に100万円以上支出した世帯(居住者のみ)

▼対象工事 日常生活に欠かせない部分の修理(内装のみや外構の工事、家電製品の修理などは除く)

・屋根、柱、床、外壁、基礎、ドア、窓などの開口部(ガラス・鍵の交換も含む)

・衛生設備(便器、浴槽など)
・給湯設備(電気温水器など)
・上下水道、電気、ガスなどの配管、配線、吸排気設備(換気扇など)
※壊れていない場合の取り換えやリフォーム・建替などは対象外です。
※本制度で一度でも義援金を受け取った後の追加申請はできません。

▼必要書類 り災証明書、領収書、修理工事の内容がわかる書類(工事内訳書、明細書、見積書など) 印鑑、振込先口座が分かるもの

▼申請期限 3月31日(火)
※り災証明書の発行は交通防災課。

環境通信

問い合わせ先 環境衛生課 ☎248-1202

ポイ捨てや不法投棄は禁止されています

道端や公園で空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻やレジ袋などがポイ捨てされているのを見かけます。ごみのポイ捨ては他人に迷惑を掛けるだけでなく、環境汚染の原因にもなります。本市では美しいまちづくり条例により私有地であっても適正に管理し、生活環境の美化および清潔の保持に努めるよう定められています。皆さんの協力できれいなまちづくりを進めましょう。



使用済みインクカートリッジの回収箱を設置しています

年賀状の作成などで使用済みインクカートリッジが増える時期です。市では使用済みインクカートリッジを再利用するため、市内4カ所に回収箱を設置しています。

▼回収箱設置箇所

- ・市役所 1階ロビー
- ・御代志市民センター 1階ロビー
- ・泉ヶ丘支所
- ・須屋支所
- ▼対象メーカー
- ・キヤノン
- ・エプソン
- ・ブラザー
- ・ヒューレットパッカー



この回収箱に入れてください

※業務用インクカートリッジやトナーは対象外です。回収箱には入れないでください。